

食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査について

平成 24 年 9 月 26 日
原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 調査の目的

- 食品中の放射性物質の新基準値（100Bq/Kg 等。以下「食品新基準値」という。）の設定等により、新たな出荷制限指示等が出されていることから、これに伴う農林漁業の風評被害の状況を把握し、審査会としての対応の検討に資する。
- 具体的には、以下の風評被害について調査：
 - ① 食品新基準値の設定（平成 23 年 12 月 22 日の厚労省審議会
で案を公表、平成 24 年 4 月 1 日から適用）及びこれに基づき出された国の出荷制限指示、県の出荷自粛要請、飼料の使用制限指導等に伴うもの。
 - ② ①のほか、中間指針策定後に新たに出された出荷制限指示等（旧基準値（500Bq/Kg 等）に基づくものを含む。）に伴うもの。

2. 調査の内容

- 調査は、審査会の専門委員が、農林水産省等の協力を得て行う。（別添 1 参照）
- 上記①②の出荷制限指示等の対象区域・品目を含む比較的広範囲の産品について、風評被害の有無、範囲、程度等を調査する。ただし、中間指針で既に類型（地域、品目等）が明記されている場合を除く。（別添 2 参照）
- 平成 23 年 7 月の専門委員調査と同様、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控えの事例等を調査。取引価格の下落や取引数量の減少等が認められた場合、その原因も分析（特に、当該産品に対する本件事故による汚染を懸念した買控え等によるものか、地震・津波、市場の需給等の他の原因によるものか）。

(別添 1)

専門委員一覧

分野	氏名	現職
農産物	藤島 廣二	東京農業大学 国際食料情報学部 教授
	佐藤 和憲	岩手大学 農学部 教授
畜産物	内藤 廣信	社団法人全国肉用牛振興基金協会 参与
	<u>内橋 政敏</u>	社団法人中央酪農会議 事務局長
林産物	<u>村上 剛平</u>	日本特用林産振興会 専務理事
	<u>杉本 正二</u>	社団法人全国燃料協会 専務理事
水産物	田坂 行男	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所 経営経済研究センター長

注) 下線の委員は今回新たに任命。

農林漁業の風評被害に係る調査の範囲

- 食用農林産物に属する品目の出荷制限指示等（本文 1 ①②の出荷制限指示等。以下、同じ。）が出された区域をその区域に含む都道府県（以下「県」という。）について、畜産物を除く食用農林産物全般を調査。（ただし、例えば、原木シイタケについて、原木が原因であることが明らかな場合は、原木シイタケのみ調査。）

このうち、政府の出荷制限指示が出された区域をその区域に含む県については、隣接県についても同様に調査。

- 海産物に属する品目の出荷制限指示等が出された区域をその区域に含む県について、海産物全般を調査。

このうち、これらの県とその隣接県の海産物が同じ水域で採取されている場合は、当該隣接県についても同様に調査。

- 内水面漁業に係る品目の出荷制限指示等が出された区域をその区域に含む県について、内水面漁業全般を調査。

- 飼料・肥料等（牧草等、牛ふん堆肥、薪・木炭）の使用制限指導が出された区域が所在する県について、当該飼料・肥料等を調査。

このうち、飼料（牧草等）の使用制限指導が出された区域をその区域に含む県については、牛乳・乳製品も調査。

(注 1) これらの調査範囲は、風評被害の有無等についての調査対象であり、賠償の対象を予断するものではない。

(注 2) 専門委員による調査の過程で、必要に応じて調査範囲を見直す可能性あり。